

生坂スカイスポーツ公園

パラグライダー 登録スクール利用規約

2023年 3月改正

重要事項

万一の事故・損害に対し、生坂村、及び生坂スカイスポーツ公園に係る個人、団体は一切の責任を負いません。すべて、自己の責任あるいは講習を行うスクールの責任において利用してください。

1、登録資格

- (1) 生坂村及び生坂スカイスポーツ公園管理委員会に於いて承認を得たスクール。

2、登録

- (1) スクール登録の期間と費用： 4月1日から翌年3月末日までの1年間 30,000円。
費用には教員(助教員、営業タンデムパイロットなども含む)4名までの年間利用登録費が含まれます。
- (2) スクールを代表する教員、当公園で講習を行う教員・助教員は、年間利用登録が必要になります。当公園を利用する5人目からの教員等は、1名/3,000円の年間利用登録をお願いします。氏名をスクール登録簿に記入しておいてください。
- (3) 支払については、管理委員会 指定口座に、4月末までに振り込んでください。
- (4) 登録されますとスクール生の年間登録費は3,000円に、一日登録費は300円にそれぞれ割引します。

3、利用方法

- (1) 利用するときは、倉庫券売機横でスクール入山チェックをしてください。
- (2) 登録スクール利用簿に 引率教員名、スクール名、利用人数を記載してください。
- (3) 利用スクールが多い場合等の混雑時は、各スクール間で話し合って利用してください。
- (4) 施設・設備などに不具合があったときは、お互いに協力し安全の確保をお願いします。
- (5) エリア内での営業活動は、登録スクールのみ可能とする。
※詳細は、登録スクール協定の通り。

4、事故

- (1) 事故があった時、スクールの登録教員が現場にいる場合は率先して対処をお願いします。
- (2) 事故の報告は被害、ケガの有無にかかわらず、管理委員会に速やかに報告してください。
アウトランして損害があった場合は、所有者などに賠償し、報告書を提出してください。
- (3) はしご、担架は山頂の東屋に用意してあります。

5、下部講習場斜面整備 (乗用草刈機で刈れない部分で 講習に必要な斜面)

講習斜面を利用するスクールは、講習斜面とランディング斜面部分の草刈をお願いします。
詳細については、登録スクール協定の内容に従って下さい。

6、その他

- (1) 契約期間は1年間とし、3者意義が無い場合は自動更新するものとする。
- (2) 不正等が生じた場合は、承認取り消しとなる場合があります。
- (3) 過去に不祥事等の問題行為が有った者は、登録インストラクターとは認めない。